

栃木市電子入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、栃木市財務規則（平成22年栃木市規則第55号。以下「財務規則」という。）第74条第3項に規定するもののほか、電子入札の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札 電子入札システムを使用して行う入札をいう。
- (2) 電子入札システム 市の入札に関する事務を、市の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを通信回線で接続して行う電子情報処理組織をいう。
- (3) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第4条第1項の規定による主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。
- (4) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律第2条に規定する電子署名をいう。
- (5) 紙入札 書面により入札書を提出して行う入札をいう。
- (6) 電子くじ 入札に参加する者が任意に設定した数字と電子入札システムが自動的に発行する乱数を用いて、電子入札システムがくじ引きを行い、落札者を決定する仕組みをいう。

(利用者登録)

第3条 電子入札に参加しようとする者は、初めて電子入札を利用するとき、

又は新たに I C カードを取得したときは、あらかじめ電子入札システムを利用するための登録（以下「利用者登録」という。）を行わなければならない。

- 2 利用者登録は、企業情報、代表窓口情報及び I C カード利用部署情報を電子入札システムにより登録して行うものとする。
- 3 利用者登録を行った者は、前項の登録内容に変更が生じたときは、直ちに、電子入札システムにより利用者登録を変更しなければならない。
- 4 前項の場合において、変更する内容が第 2 項に規定する企業情報に該当するときは、I C カードを新たに取得し、これを使用して、電子入札システムにより利用者登録を変更しなければならない。

（電子入札に使用できる I C カード）

第 4 条 電子入札に使用することができる I C カードは、次に掲げる要件を満たし、かつ、前条に規定する利用者登録を行ったものでなければならない。

- (1) 電子入札コアシステム（電子入札システム開発コンソーシアムにおいて開発した電子入札システムをいう。）で使用することができるものであること。
- (2) 市の競争入札参加資格者名簿に登録された名義で取得したものであること。ただし、代表者から委任されている場合は、その委任を受けた者の名義のものとする。
- (3) 落札が決定する日まで有効期限があること。

（電子署名）

第 5 条 電子入札に参加する者は、電子入札システムにより電子入札に係る必要な手続を行うときは、第 3 条に規定する利用者登録をした I C カード

により電子署名を付して行わなければならない。

(入札案件の登録)

第6条 市長は、次条の規定による入札公告又は指名通知を行う日に、電子入札システムにより電子入札における入札の案件を登録するものとする。

2 前項の登録において、予定価格(財務規則第72条に規定する予定価格をいう。)を入札執行後に明らかにする場合は、予定価格のみを開札時に登録するものとする。

3 最低制限価格又は調査基準価格(財務規則第73条に規定する最低制限価格及び調査基準価格をいう。)を設けた場合の取扱いについては、前項の規定を準用する。

(電子入札の公告等)

第7条 一般競争入札を電子入札により執行しようとするときは、財務規則第68条第2項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 電子入札の指定

(2) 入札書の提出期限

(3) 前2号に掲げるもののほか、電子入札に関し必要な事項

2 指名競争入札を電子入札により執行しようとするときは、財務規則第80条第2項に規定するもののほか、前項2号及び第3号に掲げる事項を示し、電子入札システムにより指名通知を行うものとする。ただし、これにより難いと認めるときは、書面により通知することができる。

(入札書等の提出)

第8条 前条の規定に基づき、電子入札により執行するものと定められた一般競争入札又は指名競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)

は、電子入札システムにより入札書を提出しなければならない。

2 入札参加者は、前項に定めるもののほか、前条第1項に規定する公告、同条第2項に規定する指名通知その他当該入札の条件を定めた規程（以下「公告等」という。）において当該入札金額の積算内訳書の提出を指定されたときは、電子入札システムにより積算内訳書に係る電子ファイルを提出しなければならない。

3 入札参加者は、第1項に規定する入札書及び前項に規定する積算内訳書（以下「入札書等」という。）の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（紙入札）

第9条 入札参加者は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、紙入札により参加することができる。

(1) 指名通知を受けた入札参加者がICカードを取得していないため、直ちに利用者登録を行うことができないとき。

(2) 第3条第4項の規定により利用者登録の変更が必要となり、ICカードの取得手続中であって、その再発行が入札書等のほか電子入札システムにより提出を求められた書類（以下「提出書類」という。）の提出期限までに完了する見込みがないとき。

(3) ICカードが失効又は破損等で使用不能となり、ICカードの取得手続中であって、その再発行が提出書類の提出期限までに完了する見込みがないとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が入札参加者にやむを得ない理由があると認めるとき。

2 紙入札により参加しようとする者は、別に定める紙入札方式参加承諾申

請書により申請し、市長の承諾を受けなければならない。

3 前項の規定により市長の承諾を受けた者は、あらかじめ、指定された日時、場所及び方法により提出書類を提出するものとする。

4 第2項の規定により市長の承諾を受けた者は、別記様式により入札書を提出するものとする。この場合において、公告等により当該入札金額の積算内訳書の提出を指定されたときは、当該入札書に同封して提出するものとする。

5 前条第3項の規定は、前項の規定により提出された入札書及び積算内訳書について準用する。

(電子入札の辞退)

第10条 入札参加者は、電子入札を辞退するときは、公告等に定める入札書の提出期限までに、電子入札システムにより辞退届を提出するものとする。ただし、電子入札システムの障害その他やむを得ない理由があるときは、書面で提出することができる。

2 電子入札は、前項の規定にかかわらず、入札書等の提出後においては、辞退することができない。

3 市長は、公告等に定める入札書の提出期限までに、入札書の提出が確認できないときは、当該入札を辞退したものとみなす。

(入札の中止及び開札の延期等)

第11条 市長は、公告等に定める入札書の提出期限までに提出された入札書が少数のときは、当該入札を中止することができる。

2 市長は、財務規則第77条に規定するもののほか、電子入札システムの障害その他やむを得ない理由により電子入札を行うことができないと判断したときは、当該入札を延期し、停止し、若しくは中止し、又は紙入札

に変更することができる。

- 3 市長は、前2項の規定により延期し、停止し、若しくは中止し、又は紙入札に変更するときは、電子入札システムにより、入札参加者に周知するものとする。ただし、これにより難いときは、別の方法により周知することができる。

(電子入札の無効)

第12条 電子入札により執行する入札においては、財務規則第75条及び栃木市建設工事等執行規則（平成22年栃木市規則第68号）第9条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

- (1) 利用者登録の変更の手続を行わず、事実と異なる利用者登録又はICカードの情報により電子入札を行ったとき。
- (2) 同一の入札者が電子入札及び紙入札のいずれも行ったとき。
- (3) 公告等により積算内訳書の提出が指定された入札について、積算内訳書が提出されていないとき。
- (4) 積算内訳書の合計金額と入札書の入札金額が相違するとき。
- (5) ICカードの不正使用等をした者が入札を行ったとき。
- (6) 入札書等に不正な手段により改ざんされた事項が認められたとき。
- (7) 電子入札システムにより入札書とともに送付した電子データがウイルスに感染し、内容の確認が行えないとき。
- (8) 紙入札による参加の承諾を受けた者が、第9条第3項又は第4項の規定に違反して入札したとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、当該入札において指定した条件に違反して入札したとき。

(開札)

第13条 電子入札における開札は、電子入札システムにより行う。

2 前項の場合において、紙入札をした者があるときは、あらかじめ、その者が提出した入札書の記載事項を電子入札システムに登録してから開札するものとする。

3 電子入札の開札における立会いは、当該入札者のうち希望する者に立ち合わせるものとする。

4 前項の規定による立会いを入札参加者の代理人が行うときは、別に定める立会人委任状を市長に提出しなければならない。

(落札者決定の通知)

第14条 落札者決定の通知は、当該入札に参加した者に対し、電子入札システムにより行うものとする。ただし、紙入札をした者にあつては、書面又は口頭により通知するものとする。

(落札者の決定の保留)

第15条 市長は、次に掲げる場合は、落札者の決定を保留し、電子入札システムにより入札者に通知するものとする。ただし、紙入札をした者にあつては、書面又は口頭により通知するものとする。

- (1) 栃木市事後審査型条件付き一般競争入札実施規程（平成22年栃木市訓令第65号）に規定する事後審査型条件付き一般競争入札により執行した入札案件において、同規程第6条及び第7条の規定に基づき、当該入札の落札候補者に対し入札参加資格要件の審査を行うとき。
- (2) 栃木市低入札価格調査制度事務処理要綱（平成22年栃木市告示第283号）第2条の規定に基づき低入札価格調査制度が適用された入札案件において、同要綱第3条に規定する調査基準価格を下回る入札があつ

たとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(くじによる落札者の決定)

第16条 市長は、落札者となるべき同価入札をした者が複数あるときは、電子くじを行い、落札者（事後審査型条件付き一般競争入札案件にあっては落札候補者。以下同じ。）を決定するものとする。

2 前項の場合において、電子入札システムの障害等により電子くじによる手続が困難であるときは、当該入札した者に出席を求め、くじを引かせて落札者を決定するものとする。

3 入札参加者は、第1項のくじの結果に異議を申し立てることはできない。

(補則)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式（第9条関係）

入 札 書

開札の日 年 月 日

(あて先)栃木市長

住 所

商号又は名称

代表者の氏名

印

1 工事名又は
委託業務名

2 工事箇所又は
委託箇所

3 金 額 ¥ _____

4 入札保証金 ¥ _____

5 くじ入力番号

--	--	--

(3桁の数字を記入)

栃木市財務規則、栃木市建設工事等執行規則、栃木市電子入札実施要綱、設計書、図面、仕様書、現場等を熟覧の上、上記のとおり入札しました。